

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び改正内容

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）に基づき派遣することができる団体に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を追加するとともに、派遣期間中の職員に対して給与等を支給することができる旨の規定を設けることに伴い、所要の規定整備を行う。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

なお、この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。